

180日を超える入院に係る特別料金について (令和6年10月からの料金)

【一般病棟】

10対1 入院基本料 1日につき ￥2,710

1. 厚生労働大臣の定めるところにより、長期間入院されている方の入院料が一部保険給付から外され、特別の料金が徴収できる制度となりました。
2. これにより当院では、上記の金額を請求させていただきます。尚、特別料金を請求させていただく場合には、事前にご連絡いたします。
3. 当院以外の医療機関での入院も通算されます。
4. 精神病棟の入院は該当しません。
5. ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。